

受給者・受給待期者・加入員が亡くなられたときの手続きについて

基金から年金を受けていた方や将来等基金から年金を受ける予定の方、在職中の加入員である方が亡くなられたとき、**ご遺族は速やかに当基金に届出をしてください。**

届出が遅れると過誤払いの年金が発生することがあります。

(厚生年金は地域の年金事務所に別途届出が必要です)

手続きはそのケースによって一律ではありません。**まず基金にご連絡**ください。

06—6945—1021 基金 給付課

それぞれの内容に沿った手続きのご案内と、必要な書類をお送りします。

未支給の年金

- ・ 年金の支払のしくみは、後払い方式になっています。
- ・ 受給者が亡くなって速やかにご連絡いただいた場合、必ず未払いの年金がありますので一定の範囲のご家族であれば、これを受けることができます。

遺族年金

- ・ ご本人の年金は国と基金の2本立てでしたが、そのご家族が遺族年金うけられる場合は、基金の基本年金は日本年金機構からの遺族年金に1本化されます。このため、基金から遺族年金は支給されません。

遺族一時金

- ・ 加算年金をうけていた方(予定者を含む)への支給状況が20年の保証期間内で、一定の範囲のご家族があれば遺族一時金が支給されます。(加算年金の精算)
- ・ 3年以上加入・在職中の加入員の方で、一定の範囲のご家族があれば、退職一時金相当額の遺族一時金が支給されます。(加算年金の精算)